

選挙第2号

備前市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

下記のとおり備前市選挙管理委員会委員及び同補充員を選挙する。

記

選挙管理委員

氏名	住所	生年月日
石橋雅之	備前市*****	昭和*年*月*日
山下茂樹	備前市*****	昭和*年*月*日
万波文雄	備前市*****	昭和*年*月*日
横山由利江	備前市*****	昭和*年*月*日

同補充員

順位	氏名	住所	生年月日
1	藤森亨	備前市*****	昭和*年*月*日
2	丸尾勇司	備前市*****	昭和*年*月*日
3	野上茂之	備前市*****	昭和*年*月*日
4	松山喜代子	備前市*****	昭和*年*月*日

令和7年6月2日提出

備前市議会議長 西上徳一

(参 考 法 令 等)

【 地方自治法（抜粋） 】

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなったときも、また、同様とする。

3 （省略）

4 法律の定めるところにより行なわれる選挙、投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は、委員又は補充員となることができない。

5 委員又は補充員は、それぞれその中の二人が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなってはならない。

6 （省略）

7 委員は、地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。

8 （省略）

【 行政実例 】

選挙管理委員の選挙に指名推選の方法を用いてもよいが、補充員を指名推選する際は補充の順序を定めておく必要がある。（昭和39年3月6日）

【 備前市議会先例・事例 】

No. 34 選挙管理委員及び同補充員の選挙は、選挙管理委員会等と調整を図り、議会運営委員会で協議後、議長の指名推選により行い、補充員の補充順位についても、議長が会議に諮って決めるのが例である。

候補者の履歴書

委員

氏名	石橋 雅之 (いしばし まさゆき)	所属政党等	なし
現住所	備前市*****	生年月日	昭和*年*月*日
最終学歴			
略歴			

氏名	山下 茂樹 (やました しげき)	所属政党等	なし
現住所	備前市*****	生年月日	昭和*年*月*日
最終学歴			
略歴			

氏名	万波 文雄 (まんなみ ふみお)	所属政党等	なし
現住所	備前市*****	生年月日	昭和*年*月*日
最終学歴			
略歴			

氏名	横山 由利江 (よこやま ゆりえ)	所属政党等	なし
現住所	備前市*****	生年月日	昭和*年*月*日
最終学歴			
略歴			

補 充 員

氏 名	藤 森 亨 (ふじもり とおる)	所属政党等	な し
現 住 所	備前市*****	生 年 月 日	昭和*年*月*日
最終学歴			
略 歴			

氏 名	丸 尾 勇 司 (まるお ゆうし)	所属政党等	な し
現 住 所	備前市*****	生 年 月 日	昭和*年*月*日
最終学歴			
略 歴			

氏 名	野 上 茂 之 (のがみ しげゆき)	所属政党等	な し
現 住 所	備前市*****	生 年 月 日	昭和*年*月*日
最終学歴			
略 歴			

氏 名	松 山 喜代子 (まつやま きよこ)	所属政党等	な し
現 住 所	備前市*****	生 年 月 日	昭和*年*月*日
最終学歴			
略 歴			